

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ ほうじん秋号
- ◆ 「花いっぱい運動」のご案内（第3支部・第4支部）
- ◆ 「医療健康セミナー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
11	2	木	税制委員会	11:00～12:00 於:事務局会議室
11	13	月	税を考える週間行事	15:00～17:00 於:ホテルニューオータニ博多
11	15	水	五法人会共催講演会	14:00～15:30 於:ソラリア西鉄ホテル
11	15	水	パソコン講座(ワード初級)～11/16(木)	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
11	20	月	パソコン講座(エクセル初級)～11/21(火)	10:30～16:30 於:サンセルコビル7F
11	20	月	電子帳簿保存法説明会	15:00～16:30 於:福岡ガーデンパレス
12	5	火	医療健康セミナー	14:00～15:30 於:福岡ガーデンパレス
12	6	水	花いっぱい運動(第3・第4支部)	14:30～16:00 於:昭和通り37花壇

●支部の行事

月	日	曜	内容	
11	11	土	バス研修(第13支部)	08:00～17:40 於:八女方面
11	17	金	バス研修(第7支部)	09:00～17:30 於:伊万里・唐津方面
11	28	火	租税教室(第12支部)	10:45～11:30 於:長丘小

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
11	8	水	役員会	11:00～12:00 於:福新楼
11	9	木	全国青年の集い(山形大会)～11/10(金)	於:やまぎん県民ホールほか
11	17	金	カップリングパーティー	19:00～22:00 於:クアンティック

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
11	6	月	合同税務研修会	11:00～13:30 於:ホテルモンテラ・スール福岡
11	29	水	バス研修	08:30～18:00 於:海上自衛隊佐世保基地

(I) 税務カレンダー

- 11月10日 ●源泉所得税の納付
- 11月15日 ●所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日 ●所得税の予定納税額（第2期分）の納付
 - 9月決算法人の確定申告
 - 3月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

(II) 知らないと損する税情報

税務上の繰延資産

税 理 士 堤 一 博

今回は、「繰延資産」の経理処理について、解説します。

会計上の繰延資産

「繰延資産」とは、企業会計上、次のように定義されています（実務対応報告第19号 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 平成18年8月11日 企業会計基準委員会）。

繰延資産の定義

繰延資産とは、(1)すでに代価の支払いが完了し、又は支払い義務が確定し、(2)これに対する役務の提供を受けたにも関わらず、(3)その効果が将来にわたって発生すると期待されるため、その支出額を効果が及ぶ将来期間に費用として合理的に配分する目的で経過的に貸借対照表に資産として計上された項目をいう。

現行の取扱いでは、下記の5つが「繰延資産」とされ、貸借対照表の「資産の部」に記載され、「流動資産」や「固定資産」と区別されて**独立した「繰延資産」の科目**で表示します。(1)代価の支払い又は支払い義務の確定が完了し、(2)それに対する役務の提供を受けていることから、費用性要件を満たして、原則としてはその時点で費用計上することとなりますが、(3)その効果が将来に向かって長期にわたり期待できるという特徴があるため、中小企業会計指針では、「任意償却」か「均等償却」を選択することとなります。

項目	内容	任意償却の科目	均等償却期間
① 創立費	会社設立費用	営業外費用	5年以内
② 開業費	設立後開業までの費用	営業外費用（販売費及び一般管理費）	5年以内
③ 株式交付費	株式募集のための費用	営業外費用	3年以内
④ 社債発行費	社債を発行するための費用	営業外費用（社債発行費）	3年以内
⑤ 開発費	新製品・新技術等の開発費用	売上原価、販売費及び一般管理費	5年以内

「任意償却」により費用処理するか、または、支出した費用を一旦「繰延資産」として資産計上し、その効果が及ぶ将来の期間に配分する「均等償却」のいずれかを選択することとなります。

税務上の繰延資産

上記の**会計上の繰延資産**とは別に法人税法では、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものとして次に掲げる費用を**税務上の繰延資産**とし、一定の償却期間に均等償却するものとしています。

- 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用
- 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- 上記に掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

これらの費用については、会計上の繰延資産ではないため、決算書表示は、「資産の部」「投資その他の資産」「長期前払費用」に区分されます。償却期間等の概要は、次のとおりで（法人税法基本通達 8-2-3）。

税法上の繰延資産		
自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用	街路の簡易舗装、街灯、がんぎ、商店街のアーケード	公共的施設の場合 <ul style="list-style-type: none"> • 負担者がもっぱら使用する場合は施設等の耐用年数の7/10の年数 • ①以外のものはその施設等の耐用年数の4/10の年数 共同的施設の場合 <ul style="list-style-type: none"> • 共同の用、協会等の本来の用途に供される場合はその施設の耐用年数の7/10 • 土地の取得に充てられる場合は、45年 • その他は5年
資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料等、電子計算機その他の機器の賃借に伴って支出するその他の費用	礼金、立退料、更新料、借入金の保証協会への信用保証料 ※ 敷金・保証金は含まれない ※ 社宅等の場合の礼金も繰延資産	5年 (契約による賃借期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び権利金等の支払を要することが明らかであるときは、その賃借期間)
役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用	ノウハウ使用やFC加盟のための費用	5年
製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用	販売代理店に対して自社の製品の広告のための店頭看板、ネオンサイン、棚、自動車等の費用 ※ 広告用のための資産を購入するために販売代理店に金銭を贈与する場合も繰延資産となる	その資産の耐用年数の7/10に相当する年数（その年数が5年を超えるときは、5年）
その他の自己が便益を受けるために支出する費用	スキー場のゲレンデ整備費用 (法基通 8-1-9)	12年
	出版権の設定の対価 (法基通 8-1-10)	設定契約に定める存続期間（設定契約に存続期間の定めがない場合には、3年）
	同業者団体等の加入金 (法基通 8-1-11)	5年
	職業運動選手等の契約金等 (法基通 8-1-12)	契約期間（契約期間の定めがない場合には、3年）

ただし、20万円未満の少額な繰延資産は、一時の損金として処理できます。なお、税抜経理方式を採用している場合は、消費税を抜いた本体価格、また、税込経理方式を採用している場合は、税込価格で判定します。

実務上の注意点

会計上の繰延資産が限定的であるのに対して、税務上の繰延資産の範囲が広いことから、法人が損

金経理した費用のうち、その支出の効果が及ぶ期間を十分に検討して、1年以上に及ぶものは税務上の繰延資産として計上し、償却期間にわたり償却計算を行う必要があります。

また、該当する場合には、その償却期間が法人税法・同施行令や法人税基本通達に規定されていますので、その償却期間が妥当かどうかを吟味してください。

調査に際しては、寄附金とすべき公共的施設等の負担金を繰延資産として償却している場合、建物を賃借するために支出した権利金を一時の損金処理している場合、PR資産の贈与等に係る償却期間の適否などが、往々にして問題となるケースがあり、またその償却開始時期の誤りを指摘される場合もあります。

繰延資産の償却開始時期は、**原則として、その費用を支出をした日**ですが、公共的施設や共同的施設の負担金はその施設の建設等に着手した時、建物を賃借するために支出した権利金はその建物を賃借した時が償却開始時期となります（法人税法基本通達8-3-5）。ケースによっては、その償却開始時期が支出した日より後となる場合もあり得るので、この点もご確認ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	12	5(火)	14:00～15:30	本部	医療健康セミナー	福岡ガーデンパレス
		12(火)	13:00～13:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		12(火)	14:00～15:00	本部	理事会	〃
2024	1	30(火)	未定	本部	新春講演会・会員交流会	西鉄グランドホテル
	2					
	3	22(金)	15:00～15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		22(金)	16:00～17:00	本部	理事会	〃
			14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。